

新型コロナウイルスワクチン接種



についてのお知らせ

問合せ 保健センター ☎294-5511 ㊚295-5850

毛呂山町のワクチン接種率（10月21日時点）

毛呂山町では、10月21日時点で約24,378人（接種率約77.3%）が2回の接種を完了しています。なお、東公民館の集団接種は11月7日で終了となり、今後は個別医療機関で接種を行います。町では、これからワクチン接種をしたい人や12歳になる人などが接種できるよう、個別医療機関と調整しています。ワクチン接種ができる医療機関については、町ホームページをご確認ください。

3回目のワクチン接種について

厚生労働省より、9月下旬に新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について方針が示されました。町では、現在、追加接種に向けて準備を開始しています。

対象：2回目の接種終了日から概ね8か月以上経った人（※1）

回数：1回（無料）

お知らせ：住民登録地の市町村から8か月経つ人に、接種券の郵送やご案内をします。

優先順位：特にありません。2回目から8か月経った人から、順番に受けられます。

接種場所：集団接種または、個別医療機関（※2）

※1…対象者は、科学的知見に基づき、国の方針により変更になる可能性があります。

※2…集団接種の日程や接種ができる個別医療機関については調整中です。決まり次第、個別通知や広報、ホームページでお知らせします。

埼玉県新型コロナウイルスワクチン特設サイト

「埼玉県新型コロナウイルスワクチン特設サイト」では、ワクチン等の様々な情報を発信しています。コロナ禍における若い人の日常をテーマにしたショートドラマは、現在、第4話まで公開していますので、ぜひご覧ください。



埼玉県新型コロナウイルス
ワクチン特設サイト



埼玉県公式YouTubeチャンネル
変わる世界と私の日常について

接種証明書について

接種会場で渡された「クーポン券」内の「新型コロナウイルス接種済み証（臨時）」が接種証明となります。紛失された場合などは、毛呂山町保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種係へお問い合わせください。

毛呂山町の新型コロナウイルスワクチン接種制度や接種方法などに関する相談

毛呂山町新型コロナウイルスコールセンター

☎050-5578-9415（ナビダイヤル）

午前9時から午後5時（土日祝日含む）※番号のかけ間違いにご注意ください。

毛呂山町独自の新型コロナウイルス感染症に係る支援・対策事業

がんばるお店 (事業者) 応援金 (第2弾) を支給します!

毛呂山町では国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)」を活用し、町独自の新型コロナウイルスに係る支援・対策事業を実施します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している中小・小規模企業者および農林業経営者に対し、応援金を支給します。申請が必要です。必要書類等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

※令和2年度の「がんばるお店(事業者)応援金」により交付決定している事業者の人は、別途町からご案内をします。

▶ **支給額** 1事業者につき5万円

▶ **対象** 令和3年3月31日までに納期を迎えた町税(町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)に未納がない、①または②の対象者。

①中小・小規模企業者(下記の条件をいずれも満たす者)
・町内に本社または本店がある事業者(中小企業基本

法第2条第1項各号および第5項に該当する中小企業者)、かつ経済センサスによる対象事業所

・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年8月または9月のいずれかの月の売上高が、前年または前々年同月の売上高と比較して20パーセント以上減少している

②農林業経営者(下記の条件をいずれも満たす者)

・自家消費以外の売上高のある町内の農林業経営者(農林業センサス規則第2条第2項に規定する農林業経営者)

・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年の売上高が、令和元年の売上高と比較して20パーセント以上減少している

▶ **申込み** 11月15日(月)から12月28日(火)(消印有効)までに下記に郵送でお申し込みください。

▶ **問合せ** 役場産業振興課商工観光係(〒350-0493毛呂山町中央2-1) ☎295-2112②14

! 小規模契約希望者の登録申請を受付します

小規模契約希望者登録制度とは、町が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、物品購入などの契約の希望者を登録し、積極的に見積りの対象とすることで、町内事業所の受注機会を拡大しようとするものです。

※今回登録する人の資格有効期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、登録名簿については、管財課窓口で公開します。なお、現在登録されている人には、別途更新の登録申請に関する通知をお送りしています。

▶ **対象** 町内に主たる事務所を置く人

▶ **申込み** 11月1日(月)から令和4年1月21日(金)までに登録申請書を役場管財課へ提出してください。

※登録申請書は、役場管財課に設置してあるほか、町ホームページ(企業の方へ→入札・契約→毛呂山町小規模契約希望者登録)からダウンロードすることができます。

▶ **問合せ** 役場管財課管財係 ☎295-2112⑤542

認知症サポーター養成講座を開催します

認知症は誰もがなる可能性のある病気です。認知症を正しく理解し、関わり方を学んでみませんか? 「認知症サポーター」とは認知症を理解し、当事者やその家族を温かく見守る応援者です。講座を受講された人には、認知症サポーター証をお渡しします。

▶ **日時** 12月6日(月) 午後2時~3時30分

▶ **場所** 中央公民館学習室

▶ **対象** 町内在住・在勤・在学の人(今年度受講していない人)

▶ **定員** 10人(先着順)

▶ **講師** 立石みゆいさん(丸木記念福祉メディカルセンター認知症疾患医療センター相談員)

▶ **料金** 無料

▶ **持ち物** 筆記用具

▶ **申込み・問合せ** 11月8日(月)から26日(金)までに役場高齢者支援課高齢者福祉係にお申し込みください(電話可)。☎295-2112⑥127・128